

令和4年6月6日

本県職員の退職手当支給水準の見直しについて

本県職員の退職手当の支給水準については、国家公務員の取扱いに準じて改定しないこととします。

本県職員の退職手当については、これまでも国家公務員に準じて制度の見直しを行っています。今回、国家公務員は支給水準の改定を行わない（※）ことを踏まえ、本県においても退職手当の支給水準の改定は行わないこととしました。

※国家公務員の対応

4月下旬に公表された人事院の調査結果を受け、官民でおおむね均衡していることから、国家公務員の退職手当の支給水準は改定しないこととされました。

【調査結果】

退職一時金と企業年金（使用者拠出分）を合わせた退職給付額での官民比較
公務 24,070 千円 > 民間 24,055 千円 ※公務が 15 千円（0.06%）上回る。

※おおむね5年ごとに実施

【参考 前回の見直し状況】

官民均衡を図るために設けられている調整率の改定により、国に準じて支給水準の引下げを行いました。

調整率 87/100 → 83.7/100（平成30年2月1日～）

（※平成29年12月議会において、山梨県職員の退職手当に関する条例を改正）